

平成 30 年度の保険料をお知らせします ※[]内は 29 年度の数字

7 月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と「後期高齢者医療保険料納入通知書」を郵送します。

■保険料の計算方法

※ 30 年度より保険料率が改定されました



■保険料の軽減制度が変わります

①均等割額軽減対象の所得基準額の拡大

- 5 割軽減
33 万円 + (27.5 万円 [27 万円]
× 世帯の被保険者数) 以下の世帯
- 2 割軽減
33 万円 + (50 万円 [49 万円]
× 世帯の被保険者数) 以下の世帯

②所得割額の軽減を廃止

制度の見直しにより、30 年度から所得割額の軽減制度は廃止されました

所得割額 (平成 29 年度) 2 割軽減	→	所得割額 (平成 30 年度) 軽減なし
--------------------------	---	-------------------------

③加入の前日まで職場の健康保険などの被扶養者だった人に対する均等割額の軽減を変更

均等割額 (平成 29 年度) 7 割軽減	→	均等割額 (平成 30 年度) 5 割軽減
--------------------------	---	--------------------------

保険料の納め方

特別徴収

年金額が年額 18 万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超えない人は、年金からの天引きにより保険料を納めていただきます。

※口座振替による納付を希望される人は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」と「口座振替依頼書」を役場保険医療課へ

普通徴収

口座振替や納付書で一期ごとに保険料を納めていただきます。役場 (本庁・富貴支所)・武豊町指定金融機関・コンビニエンスストアでお支払いできます。

普通徴収の平成 30 年度納期限

期	納期限
第 1 期	平成30年 7 月31日 (火)
第 2 期	平成30年 8 月31日 (金)
第 3 期	平成30年10月 1 日 (月)
第 4 期	平成30年10月31日 (水)
第 5 期	平成30年11月30日 (金)
第 6 期	平成30年12月25日 (火)
第 7 期	平成31年 1 月31日 (木)
第 8 期	平成31年 2 月28日 (木)

便利な口座振替をご利用ください

申込場所 役場 (本庁・富貴支所) または武豊町指定の金融機関

持 ち 物 預 (貯) 金通帳、通帳の届印、保険証、身分証明書

※身分証明書は顔写真付きのものは 1 点、ないものは 2 点必要

◆指定の金融機関◆

三菱UFJ 銀行 あいち知多農業協同組合 名古屋銀行
知多信用金庫 半田信用金庫 東海労働金庫 中京銀行 愛知銀行
西尾信用金庫 十六銀行 大垣共立銀行 ゆうちょ銀行

※国民健康保険税を口座振替により納めていた人が、後期高齢者医療制度に

加入した場合、改めて口座登録の手続きが必要です

※保険料を滞納すると保険証の交付を受けられない場合があります



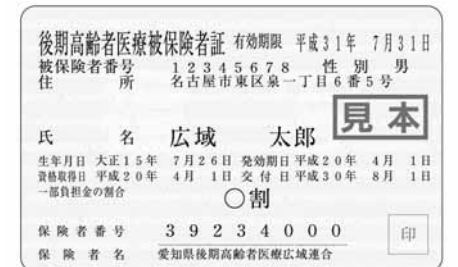
後期高齢者医療制度のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

保険証の色が若草色に変わります

現在使用しているオレンジ色の保険証の有効期限は、7 月 31 日 (火) です。8 月 1 日 (水) から使用する新しい保険証は、7 月中旬に簡易書留で郵送します。

※今までお使いのオレンジ色の保険証は、8 月 1 日 (水) 以降、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください



8 月 1 日 (水) 以降は、新しい「若草色の保険証」を医療機関に必ず提示してください。

新保険証の受取り方法を変更する場合

新保険証の受取り方法は次のいずれかに変更できます。

①役場保険医療課窓口で手渡し

②住民登録地以外への郵送

受付期間 7 月 6 日 (金) まで

申込方法 ①を希望…役場保険医療課窓口または電話にて申込み

※ 7 月 17 日 (火) から役場保険医療課窓口で受取り可能

②を希望…「送付先変更申請書」を役場保険医療課へ

※郵便局へ転居届を提出していても、保険証は転送されませんのでご注意ください

持 ち 物 ① 保険証、身分証明書

② ①の持ち物、認印 (朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは通知カード
※マイナンバーカードまたは通知カードは、本人と別世帯の人が申請する場合は不要
※身分証明書は顔写真付きのものは 1 点、ないものは 2 点必要 ★注)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)の有効期限も 7 月 31 日 (火) です

8 月 1 日 (水) から引き続き対象となる人へは、7 月下旬に保険証とは別に新減額認定証を普通郵便で郵送します。有効期限の過ぎた減額認定証は、役場保険医療課へ返却、またはご自身で破棄してください。

◆新たに交付を希望する人は、役場保険医療課で次のとおり手続きしてください。

対 象 市町村民税非課税の世帯に属する被保険者

内 容 入院または外来で医療費が高額となる場合に医療機関の窓口で提示すると、自己負担額 (医療費や食事代等) が軽減される

持 ち 物 保険証、認印 (朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは通知カード、身分証明書
※マイナンバーカードまたは通知カードは、被保険者と別世帯の人が申請する場合は不要
※身分証明書は顔写真付きのものは 1 点、ないものは 2 点必要 ★注)

★注) 本人以外が申請する場合は委任状・窓口来庁者の身分証明書 (顔写真付きのものは 1 点、ないものは 2 点)、認印 (朱肉を使用するもの) が必要です